

# アルコール健康障害対策基本法 成立に寄せて

—未成年者飲酒禁止法と対比して—

## 1. 「未成年者飲酒禁止法」制定経過

日本禁酒同盟の先人根本 正代議士らの献身的なしぶとい提案活動によって苦節22年貴族院の壁は厚く、漸く1922(大正11)年03.30法律20号「未成年者飲酒禁止法」が貴族院を通過し成立した。現在まで若者の安易な飲酒を防ぐ砦となっています。当時この法律制定に対し酒造業界は対立候補の擁立など執拗な反対運動を行った。

この当時日本に大きい影響を与えたものに米国憲法修正18条に基づく1922年の各州の禁酒法制定があった。本法は、戦後4回の改定を経て現在に至っている。

1901(M34)年2月当日本禁酒同盟の先達根本 正代議士が衆議院に法案を提出。否決。

1907(M37) 衆議院で初可決。貴族院は否決。

以後衆議院提出可決または審議未了廃案。衆院で可決しても貴族院否決が続いた。

1922(T11)衆議院での可決に引き続き、3月25日遂に貴族院で閉会直前15分前に可決された。

帝国議会貴族院の議事録によれば、基本法の衆議院本会議可決と同じように口頭で行われた。

とのことである。以上のように苦節22年にして漸く成立を見たのであった。

本法は、戦後、4回の改定を経て現在に至っている。コンビニ、酒屋、レストランなどで年令を確かめる、未成年者と知って飲酒を勧めてはいけない。などの根拠となり一定の効果を発揮している。

なお、昭和36年06.01法律103号「酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」制定がある。この法律は、初のオリンピック東京開催を控え飲酒道徳の向上を目指したものであった。

根拠文献「未成年者飲酒禁止法を作った根本 正伝」加藤純二著  
「不屈の政治家 根本 正」根本正顕彰会編

## 2. 「アルコール健康障害対策基本法」の制定

本法成立は、未成年者飲酒禁止法以来の画期的なことでありその意義は大きく、ご同慶の至りです。

当時に比し生活は豊になり酒類が安価になり自販機等で安易に入手でき安易に飲酒に走り、アルコール依存症者が急増している現状がある。多くの酒造メーカーがこの事態を理解し法制定に理解を示している点が当時と大きく異なっている。

本法制定に最も大きい影響を与えているのはWHOが2010年に行った勧告である。本法制定は、国際公約であるこの勧告に対する我が国の国内法整備という一面もあり、誠に時宜を得た対応であった。

官、政、医、全断連等断酒会を運営する諸団体、酒害を啓蒙し禁酒を標榜する諸団体、さらに酒造業界を含めASK運営の「アル法ネット HP およびメールリンク」により斯界関係者が情報を共有し一体感が醸成され協力体制が実現したことが特筆される。

奇しくも、未成年者飲酒禁止法は、関東大震災の前年成立し、基本法は、運動中に東日本大震災が襲った。

## 3. 衆議院 内閣委員会から参院本会議までの議決状況

○2013年11月20日午後5時過ぎ 衆議院内閣委員会に本起草案が提出され、これを成案とし委員会提出の法律案と決する旨の起立採決を求め起立総員により可決された。

○翌21日午後1:45 衆議院本会議で全会一致可決された。「5項に関しご異議ございませんね。」「異議無し。」

○臨時国会の会期最終日12月6日が会期延長され7日にずれ込んで参院での内閣委員会の決議。続いて参議院本会議に上程され可決成立した。

		
<p>衆院内閣委員会柴山昌彦委員長</p>	<p>2013.11.20 内閣委員会で全会一致可決</p>	<p>可決を告げる伊吹文明衆議院議長</p>
		
<p>参院本会議山崎正昭議長</p>	<p>山東昭子議員基本法提案趣旨説明</p>	<p>2013.12.07 0:25 電子投票</p>

- 12月13日日本法は 官報号外 272号により法律 109として公布された。6ヶ月以内に施行。当初内閣府が所管し、3年以内に厚生労働省に移管すると法政上異例のバトンタッチが明記されている。
- 今後本法が生かされ、
  - 1) 酒害知識が普及し安易な飲酒が抑制されアルコール依存症者に陥る方々が減少するか、
  - 2) 不幸にしてアルコール依存症に陥った方々は、断酒会活動により断酒継続と社会復帰が実現し、
  - 3) 国民の飲酒習慣が向上し、飲酒起因交通事故発生の減少、アルコール依存症や関連疾病への医療費の抑制などの具体的効果が得られるかどうか、
  - 4) これらの効果が 国際的に見て評価されるレベルであること。

以上目に見える効果を実現するかどうかは、正に今後の我々の活動如何に関わっている。

以上